

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令

(令和六年五月三十一日政令第二百号)

内閣は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第五条第一項、第十二条第一項及び第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第五条第一項の政令で定める期間)

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

(法第十二条第一項の政令で定める事項)

第二条 法第十二条第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項
- 三 報酬に関する事項
- 四 契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項
- 五 特定受託事業者の募集を行う者に関する事項

(法第十三条第一項の政令で定める期間)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める期間は、六月とする。

附 則 [抄]

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。